

# アジア太平洋地域の無形文化遺産

## ー代表一覧表記載案件の分類と専門機関の役割ー

松山直子

### はじめに

2009年9月28日から10月2日にかけて、アラブ首長国連邦のアブダビで開催されたユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」(以下、無形文化遺産保護条約)の第4回政府間委員会で、世界各国の条約締約国から推薦された無形文化遺産76件が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」(以下代表一覧表)に、12件が「緊急的保護の必要のある無形文化遺産一覧表」(以下緊急保護一覧表)に記載された。その前年、2008年11月にトルコのイスタンブールで開催された第3回政府間委員会においては、すでに2001年、2003年、2005年の「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」の宣言であげられていた90件が代表一覧表に記載され、今回の2009年とあわせて、代表一覧表には合計166件の無形文化遺産が記載されることとなった。これにより、各国は本格的に記載案件の保護に向けた取り組みを実施していくことになる。

そこで本稿では、アジア太平洋地域の代表一覧表に記載案件を分野別に分類し、条約の伝統工芸技術分野に着目しつつ、今の段階ではその課題について十分に説明できるまでの分析はできていないが、問題意識として今後の調査に資する各国の無形文化遺産とその案件に対する各国の多様な眼差しについて分析を試みた。また、アジア太平洋地域を対象に、日本、中国、韓国に設立される専門機関の役割について触れつつ、域内の無形文化遺産保護活動の調査や研究交流として東京文化財研究所の無形文化遺産部が実施してきた活動を紹介したい。

### 1. 無形文化遺産保護条約における無形文化遺産の分類

現在代表一覧表に記載の合計166件、緊急保護一覧記載の12件の無形文化遺産は、ユネスコの無形文化遺産条約のウェブサイト<sup>1)</sup>で公開され、一覧の中から、国別、一覧タイプ別(緊急保護一覧表、代表一覧表、ベストプラクティス)、掲載年別、分野別(1. 口承による伝統及び表現、2. 芸能、3. 社会的慣習、儀式及び祭礼行事、4. 自然及び万物に関する知識及び慣習、5. 伝統工芸技術)に、知りたい情報を引き出すことができる検索システムが導入されている。このように、様々な角度から一覧表記載の案件を見られるのは、一つには無形文化遺産保護条約16条<sup>2)</sup>1.にもあるレジビリティ確保のためでもあるのだろうが、他の国の事例を参考にする場合や、それぞれの分野の研究においても、このようにまとめられた情報は参考となる。この情報から、ここではアジア太平洋地域の代表一覧表記載

の案件について、分野別の無形文化遺産の分類を見ていきたい。なお、緊急保護一覧表については、各国からの推薦書をもとに分類をすることも可能であるが、ユネスコの公式サイトに一覧として分野別の分類が未だに掲載されていないため、誤解を招く恐れを考慮して本稿では代表一覧表についてのみを、その対象とした。

#### (1) 2008年代表一覧表におけるアジア太平洋地域の無形文化遺産の分類

まず、2008年の代表一覧表は、先にも述べた通り傑作宣言から記載されたものであるため、無形文化遺産条約第2条2<sup>3)</sup>に定義する、“Domain”「分野」に該当しないもの、あるいは何らかの事由により分野が不明なものが多くある。それは、後に条約で5つの分野と定義されるものが、傑作宣言時では選考基準や考慮基準<sup>4)</sup>としてより広義にこの分野が解釈されていたことに加え、各ユネスコ加盟国は2年に1件のみ候補を提出できるという傑作宣言時の推薦方法が、国を代表するものとして、各国から傑作があがった傾向にあり、このような理由からより幅広い分野にまたがっているものがよしとされた感があった。そのため、ここで条約に定義する分野別に、ユネスコ公式サイトで現在公開されている分類をもとに、2008年の代表一覧表を見ていくことが適当なのかという疑問もあるが、条約の変遷としても、問題意識を深めるためにも、現状を確認しておきたい。

ではまず、全世界から2008年の代表一覧表記載の全案件を分野別に見ると、(a) oral traditions and expressions, including language as a vehicle of the intangible cultural heritage (以下口承による伝統及び表現(無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む))が11件、(b) performing arts (以下芸能)が24件、(c) social practices, rituals and festive events (以下社会的慣習、儀式及び祭礼行事)が14件、(d) knowledge and practices concerning nature and the universe (以下自然及び万物に関する知識及び慣習)が7件、(e) traditional craftsmanship (以下伝統工芸技術)が12件と該当している。そのうち、2008年の代表一覧表に記載された全案件90件から、グループIV(条約上のアジア太平洋地域)であがった無形文化遺産の合計数は、29件で全体の32.2%<sup>5)</sup>を占めている。これらを単純に分野別に見ると、該当する件数は、(a)口承による伝統及び表現が3件、(b)芸能が11件、(c)社会的慣習、儀式及び祭礼行事が4件、(d)自然及び万物に関する知識及び慣習が1件、(e)伝統工芸技術が2件である。その詳細は以下、表1の通りである。

この表から、世界的に見ても分野として(b)芸能に該当する案件は多かったが、グループIVでも(b)の芸能が突出していることが分かる。また、グループIVの(b)芸能に該当している案件全てが、他のどの分野にも該当していないことが理解できる。一方で、(e)伝統工芸技術に当てはまる2件は、ブータンの“The Mask Dance of the Drums from Drametse”(ドゥラミツェの太鼓と仮面舞踏<sup>6)</sup>)と韓国の“The Gangneung Danoje Festival”(江陵端午祭)で、それら両方とも(c)社会的慣習、儀式及び祭礼行事にも属し、日本の文化財保護法の枠組みでの工芸技術というよりは、儀式及び祭礼を構成する一要素としての、伝統工芸技術であることが分かる。また(a)に該当するインドの“The Tradition of Vedic Chanting”(ヴェーダ詠唱の伝統)、キルギスタンの“The Art of Akyns, Kyrgyz Epic Tellers”(キルギス叙事詩の語り部、アキンの技芸)、フィリピンの“The Hudhud Chants of the Ifugao”(イフガ

表1 アジア太平洋地域（グループIV）2008年代表一覧表記載案件-分野別

Electoral Group	Inscription	Domain				
		a. oral traditions and expressions	b. performing arts	c. social practices, rituals and festive events	d. knowledge and practices concerning nature and the universe	e. traditional craftsmanship
Group IV	2008					
Bangladesh	Baul Songs					
Bhutan	The Mask Dance of the Drums from Drametse			●		●
Cambodia	Sbek Thom, Khmer Shadow Theatre					
	The Royal Ballet of Cambodia		●			
China	Kun Qu Opera		●			
	The Guqin and its Music		●			
	The Uyghur Muqam of Xinjiang					
	Urtiin Duu - Traditional Folk Long Song**					
India	Kutiyattam, Sanskrit Theatre		●			
	Ramlila - the Traditional Performance of the Ramayana					
	The Tradition of Vedic Chanting	●		●		
Indonesia	The Indonesian Kris					
	The Wayang Puppet Theatre		●			
Japan	Kabuki Theatre					
	Ningyo Johruri Bunraku Puppet Theatre		●			
	Nôgaku Theatre		●			
Kyrgyzstan	The Art of Akyns, Kyrgyz Epic Tellers	●				
Mongolia	The Traditional Music of the Morin Khuur		●			
	Urtiin Duu - Traditional Folk Long Song**					
Philippines	The Darangen Epic of the Maranao People of Lake Lanao					
	The Hudhud Chants of the Ifugao	●				
Republic of Korea	The Gangneung Danoje Festival			●		●
	The Pansori Epic Chant		●			
	The Royal Ancestral Ritual in the Jongmyo Shrine and its Music			●		
Tonga	The Lakalaka, Dances and Sung Speeches of Tonga		●			
Viet Nam	Nha Nhac, Vietnamese Court Music		●			
	The Space of Gong Culture					

【非締約国】

Malaysia	Mak Yong Theatre					
Vanuatu	Vanuatu Sand Drawings				●	

\*\*2 カ国以上の共同提案

オ族の歌、ハドハド)のうち、他の分野にも当てはまるのは、インドのヴェーダ詠唱の伝統だけで、この無形文化遺産が(c)社会的慣習、儀式及び祭礼行事であり、(a)口承による伝統及び表現であることが理解できるだろう。(c)のみと(d)のみに該当する案件もあるが、この分類からはそれ以上のことを理解するのは難しい。

(2) 2009年代表一覧表におけるアジア太平洋地域の無形文化遺産の分野

次に2009年代表一覧表記載の全案件を分野別に見ると、(a)口承による伝統及び表現が26件、(b)芸能が37件、(c)社会的慣習、儀式及び祭礼行事が44件、(d)自然及び万物に関する知識及び慣習が11件、(e)

伝統工芸技術が29件となる。2カ国以上の国から共同で提案されたものは、当然1案件と数え、2009年の代表一覧表に記載の76件のうち、グループⅣ（条約上のアジア太平洋地域）からあがった無形文化遺産は45件で、2008年の全体の32.2%をはるかに上回る59.2%<sup>7)</sup>となった。現在、2008年・2009年の代表一覧表にグループⅣから記載されている案件は、全体の44.5%<sup>8)</sup>と、世界でも突出した無形文化遺産を有する地域となり、これに対する地域バランスの問題は懸念されているが、この点については別報に譲ることとし、引き続きこれら2009年のグループⅣについても分野別に見ていきたい。該当する件数は(a)口承による伝統及び表現が9件、(b)芸能が23件、(c)社会的慣習、儀式及び祭礼行事が24件、(d)自然及び万物に関する知識及び慣習が2件、(e)伝統工芸技術が16件である。詳細は表2の通りである。

2008年代表一覧表との大きな違いは、すでにお分かりの通り条約発効後の記載であるため、全ての案件が5つの分野のうちいずれか、または複数の分野に該当しているという点だ。逆にいうと、これらのどの分野にも該当しないものは、条約上で保護される無形文化遺産とは言いにくいことになるだろう。この無形文化遺産の分野というのは、ユネスコに各国から推薦書を提出する段階で、運用指示書で定められた指定のフォーム<sup>9)</sup>を使用し、該当する分野を記載する項目C.(iii)に記述することになっている。全ての案件が5つのうちいずれか、または複数の分野に該当しているかが明確である点だ。こうして表2を見ると、日本以外のほとんどの国が、1件の無形文化遺産に対して、複数の分野に該当するとしていることが分かる。まず該当件数が一番多い(c)社会的慣習、儀式及び祭礼行事で、(c)だけに分類されているのは、中国の“The Dragon Boat festival”や日本の「甌島のトシドン」といった8件あり、他の16件は全て他の分野にも該当している。また、2008年の代表一覧表では他のどの分野にも該当していなかった(b)芸能は、2009年でそれのみに分類されたのは「アイヌ古式舞踊」といった日本の7件と、“Yueju Opera”といった中国の2件、韓国の“Namsadang Nori”と、ベトナムの“Quan Họ Bắc Ninh folk songs”で、他の12件はそれ以外の分野にも当てはまるものであった。3番目

表2 アジア太平洋地域（グループⅣ）2009年代表一覧表掲載案件-分野別

Electoral Group	2009 Representative List	Domain				
		a. oral traditions and expressions	b. performing arts	c. social practices, rituals and festive events	d. knowledge and practices concerning nature and the universe	e. traditional craftsmanship
Group IV (21 States)	China engraved block printing technique					●
	Chinese calligraphy			●		
	Chinese paper-cut			●		●
	Chinese traditional architectural craftsmanship for timber-framed structures					●
	Farmers' dance of China's Korean ethnic group		●	●		
	Gesar epic tradition	●		●		
	Grand song of the Dong ethnic group	●	●			
	Hua'er	●	●			
	Manas	●				
	Mongolian art of singing: Khoomei			●		
	Nanyin		●			

	Regong arts					●
	Sericulture and silk craftsmanship of China			●		●
	The Dragon Boat festival			●		
	The Mazu belief and customs			●		
	The art of Chinese seal engraving					●
	The craftsmanship of Nanjing Yunjin brocade			●		●
	The traditional firing technology of Longquan celadon					●
	The traditional handicrafts of making Xuan paper			●		●
	Tibetan opera	●	●	●		
	Xi'an wind and percussion ensemble		●	●		
	Yueju opera		●			
India	Novruz, Nowrouz, Nooruz, Navruz, Nauroz, Nevruz**	●	●	●	●	●
	Ramman: religious festival and ritual theatre of the Garhwal Himalayas, India		●	●		
Indonesia	Indonesian Batik	●		●		●
Iran (Islamic Republic of)	Novruz, Nowrouz, Nooruz, Navruz, Nauroz, Nevruz**	●	●	●	●	●
	The Radif of Iranian music	●	●	●	●	●
Japan	Akiu no Taue Odori		●			
	Chakkirako		●			
	Daimokutate		●			
	Dainichido Bugaku		●			
	Gagaku		●			
	Hayachine Kagura		●			
	Hitachi Furiyumono			●		
	Koshikijima no Toshidon			●		
	Ojija-chijimi, Echigo-jofu: techniques of making ramie fabric in Uonuma region, Niigata Prefecture					●
	Oku-noto no Aenokoto			●		
	Sekishu-Banshi: papermaking in the Iwami region of Shimane Prefecture					●
	Traditional Ainu dance		●			
	Yamahoko, the float ceremony of the Kyoto Gion festival			●		
Kyrgyzstan	Novruz, Nowrouz, Nooruz, Navruz, Nauroz, Nevruz**	●	●	●	●	●
Pakistan	Novruz, Nowrouz, Nooruz, Navruz, Nauroz, Nevruz**	●	●	●	●	●
Republic of Korea	Cheoyongmu		●	●		●
	Ganggangsullae		●	●		
	Jeju Chilmeoridang Yeongdeunggut		●	●		●
	Namsadang Nori		●			
	Yeongsanjae	●	●	●		
Viet Nam	Quan Họ Bắc Ninh folk songs		●			

\*\* 2 カ国以上の共同提案

に記載件数の多かった(e)伝統工芸技術は、この分野のみに該当するのは、日本の「小千谷縮・越後上布」と「石州半紙」の2件、中国の“China engraved block printing technique”や“The traditional firing technology of Longquan celadon”など5件の2カ国からあがった計7件あり、記載案件自体は

日本では工芸技術の一種と考えられるものでありながら、(e)の他にも別の分野に該当するものは、中国の“Sericulture and silk craftsmanship of China”や“The craftsmanship of Nanjing Yunjin brocade”など4件とインドネシアの“Indonesian Batik”1件の計5件、日本では工芸技術の一種とは考えにくいですが、無形文化遺産を構成する要素として(e)伝統工芸技術が含まれているものが、複数国からの共同提案“Novruz, Nowrouz, Nooruz, Navruz, Nauroz, Nevruz”とイラン“The Radif of Iranian music”と韓国“CheoyongmuとJeju Chilmeoridang Yeongdeunggut”2件の計4件であった。これは、2008年代表一覧表の、記載案件自体は踊りや祭りといったもので、その一部として伝統工芸技術が要素として組み込まれているのとは違い、(a)口承による伝統及び表現や(c)社会的慣習、儀式及び祭礼行事であると同時に(e)伝統工芸技術であるものが多くあることが分かる。また、(a)のみの分野に該当するのは中国の“Manas”1件、(d)のみに該当するのはなく、全ての分野に該当するのは、複数国からの共同提案“Novruz, Nowrouz, Nooruz, Navruz, Nauroz, Nevruz”とイラン“The Radif of Iranian music”の2件だった。

### (3) アジア太平洋地域の無形文化遺産の分類—伝統工芸技術にみる多様な眼差し

このように分野別に案件を見ると、2008年代表一覧表では情報として不十分であるが、2009年代表一覧表からは、案件と分野に対する視点が国によって違うことが明らかであるように思う。例えば2009年の(e)伝統工芸技術分野に該当した案件の分類は、その一例だろう。案件が伝統工芸技術であり、それ以外には該当しないとする見方、伝統工芸技術でありながら他の分野にも該当するという見方、日本の保護制度の枠組みからは伝統工芸技術と考えにくいですが、無形文化遺産を構成する要素として、これを含む見方。大きく分けてもこの3つの見方があることがわかる。このような国の視点の違いは、条約の枠組みでは当然のことと言えるだろうが、各国の無形文化遺産保護に対する見解を理解する上でも非常に重要なことだと考える。日本と同様に文化財保護法の歴史が長い韓国や、1000件以上の國家級非物質文化遺産名録<sup>40)</sup>をもつ中国といった隣国を見ても、無形文化遺産を分野別に見た場合の指定や選定手順には日本と大きな違いがあり、日本のように芸能と工芸を別々に指定している国は他におそらくないだろう。また、すでに国内で国指定の文化財として選ばれたものから、代表一覧表に順に記載していく日本の方針と違い、無形文化財保護に関する国内法が整っていない多くの国では、条約批准後に国内の保護法制定と、目録作成や記録作成を含む実際の保護に急速に取りかかっている。

このような状況で、その保護において産業的側面を無視できない工芸技術についてももう少し考えてみると、工芸技術そのものを無形文化遺産として解釈しにくい国や、純粋な工芸技術として登録することが、国にとってもコミュニティーにとっても難しい問題があるようにも考えられる。過酷な環境で他に収入となる仕事もなく、家計を支える女性に与えられた仕事として工芸品の制作が日本でもあったように、高度な技術を要する工芸品を芸術品と見做すも土壤もなく、それが単に日用品や民族の伝達手段ととらえられることもあるなかで、それを保護することが産業の発展や人々の生活環境の向上から妨げるという見方も当然あるだろう。日本では、産業的側面から工芸品の普及を振興する、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」<sup>41)</sup>が1974年に制定され、伝統的工芸品と指定された工芸品については、その計画にもとづき産業の振興、活性化などに対して経費の補助を受ける等、比較的早

い段階で行政的措置が図られてきたが、それも高度経済成長の歪みに対する社会全体の反省から<sup>13)</sup>始まった。

以上のようなことから、本来条約の主目的である無形文化遺産の保護という点で伝統工芸技術として保護しにくい事情が多く、多くの国に潜んでいると考えられる。国際的な条約の新たな枠組みから、今後も分野ごとに新たな無形文化遺産が代表一覧表に記載されていく過程を見守りつつ、この課題に働きかけるアジア太平洋諸国の今後を注視していきたい。

## 2. アジア太平洋地域無形文化遺産関連の専門機関とその役割

### (1) 無形文化遺産部の調査

条約発効後、特に今般の両一覧表記載により、アジア太平洋地域各国でも、それぞれの無形文化遺産の国内保護に本格的に取り組むこととなったが、無形文化遺産分野での保護活動の経験を有する国は多いとはいえ、適切な保護の実施に関する調査研究の蓄積も少ない。またアジア太平洋地域では、潜在的に豊富な無形文化遺産が存在するにもかかわらず、様々な要因から条約参加国数が伸び悩んでいる状況（当該地域ユネスコ加盟国43カ国中、無形文化遺産保護条約締約国は21カ国）があり、貴重な無形文化遺産の継承が懸念されている。

東京文化財研究所の無形文化遺産部では、近年、国際シンポジウム「無形文化遺産の保護－国際的協力と日本の役割－」（2007年2月）や国際研究会「アジア太平洋諸国における保護措置の現状と課題」（2010年1月）の開催、韓国国立文化財研究所無形文化遺産研究室との研究員相互派遣、ヴェトナム文化芸術研究所との相互交流、タイ国家文化委員会事務局との研究交流、アジア太平洋地域の一般的な保護体制を中心とした現地調査、国際会議への出席を通じた情報収集と意見交換など、無形文化遺産保護に関する国際的な研究交流活動も活発に実施してきた。

### (2) アジア太平洋地域カテゴリー2センター

さて、東京文化財研究所の無形文化遺産部が行ってきた調査や研究交流が、無形文化遺産保護条約の実施に貢献していくことになるだろう。第35回ユネスコ総会（2009年10月6日～23日、パリ）において日本、中国、韓国に無形文化遺産保護のためのカテゴリー2センターの設置が承認された。3カ国それぞれの役割は、日本がリサーチ<sup>13)</sup>、中国がトレーニング、韓国がインフォメーションとネットワークングである。ちなみにこの他に、西・中央アジア地域の無形文化遺産リサーチセンターとしてイランに、東・南ヨーロッパ地域の無形文化遺産地域センターがブルガリアに、カテゴリー2センターが設立されることが同総会で承認された<sup>14)</sup>。

そもそもカテゴリー2センターとは何だろう。ユネスコ（UNESCO：国連教育科学文化機関）には、ユネスコと協力してプログラムを実行する機関としてカテゴリー2センター<sup>15)</sup>が存在する。ユネスコからは独立した組織であるが、ユネスコ総会でユネスコの協力機関として承認され、ユネスコの名称やロゴが使用できる。第35回ユネスコ総会で日本が承認を得たカテゴリー2センターの設置は、無形文化遺産保護条約の実施を促進する目的で設立される国際研究センターとなるが、無形文化遺産保護

条約の運用指示書パラグラフ85.<sup>16)</sup> や、第4回政府間委員会に決議された議題10<sup>17)</sup> で、カテゴリー2センターの活動に各国が参加することが奨励されたり、その経験や貢献がワークショップの開催において考慮されたりすることが推薦され、条約実施の専門機関として位置づけられている。

総会直後の11月3日、韓国政府とユネスコとの間でカテゴリー2センター<sup>18)</sup> (通称、ICHCAP) 設置の合意書に基づく調印式がソウルのグランドヒルトン・コンベンションセンターで行われた。それに合わせ、「ICH COURIER」と題した機関紙の第1号が発行され、アジア太平洋諸国の無形文化遺産関連の情報を掲載した公式ウェブサイトも公開された<sup>19)</sup>。調印式の前には、「無形文化遺産保護国際会議：無形文化遺産保護の情報とネットワークの適用」と題した国際会議が早速ICHCAP主催で開催され、条約と国際協力、無形文化遺産の情報システムと情報共有の構築、無形文化遺産保護における協力的なネットワーク建設、等について話あわれた。

アジア太平洋地域を対象に、日・中・韓の3カ国に設立するカテゴリー2センターの役割となった、「リサーチ」「トレーニング」「インフォメーションとネットワーキング」は、もちろん重複する部分があるだろう。各国の事業内容については、重複がないように今後調整が図られつつ年間事業計画が立てられていく。

## おわりに

今回は2008年と2009年の代表一覧表に掲載された案件から無形文化遺産を分野別に分類し、分野としての伝統工芸技術を一つの軸にアジア太平洋地域の無形文化遺産保護に対する見解について触れたが、無形文化遺産保護活動の調査や研究において、専門的見地から保護施策を分析する際に、分野別の研究は欠かせないものとなっていくだろう。東京文化財研究所の無形文化遺産部でも、国内の文化財保護に資する調査研究として、無形文化財、無形民俗文化財及び文化財保存技術、工芸技術を中心に研究を行っている。無形文化遺産保護条約は、日本の保護制度の枠を大きく超える部分が少なくないことは、分野一つとっても見てとれる。これから益々、国際的な視点で無形文化遺産保護に向けた、多角的な調査や研究が重要となっていくと同時に専門機関の役割について、充分に問題意識をもって取り組む必要があるだろう。

### 《注》

1) <http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?pg=00011>

2) Article 16 - Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity

1. In order to ensure better visibility of the intangible cultural heritage and awareness of its significance, and to encourage dialogue which respects cultural diversity, the Committee, upon the proposal of the States Parties concerned, shall establish, keep up to date and publish a Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity.

3) Article 2 - Definitions

2. The “intangible cultural heritage”, as defined in paragraph 1 above, is manifested inter alia



in the following domains:

- (a) oral traditions and expressions, including language as a vehicle of the intangible cultural heritage;
- (b) performing arts;
- (c) social practices, rituals and festive events;
- (d) knowledge and practices concerning nature and the universe;
- (e) traditional craftsmanship.

4) 「人類の口承及び無形文化遺産の傑作」宣言の基準；

【選考基準】

「たぐいぬい価値を有する無形文化遺産の集約」、又は「歴史、芸術、民族学、社会学、人類学、言語学又は文学の観点から、たぐいぬい価値を有する民間伝統文化の表現形式」

【考慮基準】

- a) 当該共同体の文化的伝統又は文化的歴史に根づいていること
- b) 当該の民族及び文化共同体の文化的同一性を確立する方法としての役割、異文化間における影響及び交流の源泉としての、また、民族又は共同体の和解の手段としての重要性、現在当該共同体のために文化的社会的役割を果たしていること
- c) 用いられる技量及び技術の質の活用に優れていること
- d) 現存する一つの文化的伝統の独自の証しとしての価値を有すること
- e) 保護手段の欠如、急速に進む変質、都市化又は異文化受容等を原因とする消滅の危険性

5) 小数点第二位以下は切り捨て。

6) 2008年代表一覧表に記載の案件名和訳は、ACCU『アジア太平洋地域無形文化遺産データベース』の「ユネスコ傑作宣言サイト」を参照

<http://www.accu.or.jp/ich/jp>

7) 同上

8) 同上

9) 推薦フォームはユネスコの条約ウェブサイトよりダウンロードが可能

<http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?pg=00184>

9 10) 詳細は；國務院關於公佈第一批國家級非物質文化遺產名錄的通知

[http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content\\_334718.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content_334718.htm)

國務院關於公佈第二批國家級非物質文化遺產名錄和第一批國家級非物質文化遺產擴展項目名錄的通知

[http://big5.gov.cn/gate/big5/www.gov.cn/zwgk/2008-06/14/content\\_1016331.htm](http://big5.gov.cn/gate/big5/www.gov.cn/zwgk/2008-06/14/content_1016331.htm)

11) 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の全文

<http://www.kougei.or.jp/crafts/pdf/1-10.pdf>

12) 『月刊 文化財』平成18年9月 No.516 「選定保存技術の歩み—工芸技術の観点から—」柳橋眞

p.13

13) ユネスコ公式サイトより、<http://unesdoc.unesco.org/images/0018/001832/183260e.pdf>  
35 C/20 Part IX 2

The General Conference,

1. Recalling 33 C/Resolution 90 and 181 EX/Decision 17, Part VII,
2. Considering that the international community should contribute to the safeguarding of the intangible cultural heritage in a spirit of cooperation and mutual assistance,
3. Welcomes the proposal of the Government of Japan to establish in its territory an International Research Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region under the auspices of UNESCO, in conformity with the “Guidelines concerning the creation of institutes and centres under the auspices of UNESCO (category 2)” approved by the General Conference in Annex I to 33 C/Resolution 90;
4. Approves the establishment in Japan of the International Research Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region as a centre under the auspices of UNESCO (category 2); and
5. Authorizes the Director-General to sign the Agreement between UNESCO and the Government of Japan contained in Annex II to document 181 EX/17 Part VII Rev. and its Corr.

14) ユネスコ公式サイトより、<http://unesdoc.unesco.org/images/0018/001832/183260e.pdf> を参照。

15) 正式には、Institute and Centres under the Auspices of UNESCOと呼ばれ、設置・運営は、ホスト国が法的・財政的に責任を負う。

16) 原文は；

States Parties are encouraged to participate in activities pertaining to regional cooperation including those of Category II centres for intangible cultural heritage that are or will be established under the auspices of UNESCO, to be able to cooperate in the most efficient manner possible, in the spirit of Article 19 of the Convention, and with the participation of communities, groups and, where applicable, individuals as well as experts, centres of expertise and research institutes.

17) 第4回政府間委員会議題10の決議内容は；

DECISION 4.COM 10

The Committee,

1. Having examined document ITH/09/4.COM/CONF.209/10 Rev.;
2. Recalling Resolution 2.GA 6 and Decision 3.COM 9;
3. Thanks the States Parties that responded to its invitation to send written comments on the modalities and methods of facilitating the contribution of non-governmental organizations from developing countries;
4. Notes the limited response from States Parties on this issue and calls upon States Parties that

have not done so to send written contributions by 15 January 2010;

5. Requests the Secretariat to draw up a detailed Plan of Action on the basis of these comments, to disseminate information about the Convention and the procedures for requesting accreditation, in particular among non-governmental organizations from developing countries;
6. Further requests the Secretariat to organize in 2010 workshops and local meetings for NGOs from under-represented regions aimed at facilitating the contribution of non-governmental organizations from developing countries, in accordance with the Operational Directives concerning advisory assistance to the Committee, and to report to the Committee at its fifth session on the results of these workshops;
7. Recommends that, when organizing the workshops, the experience and contributions of category 2 centres in the field of intangible cultural heritage be taken into account;

Requests the Secretariat to prepare a funding plan for encouraging financial and logistical support for non-governmental organizations from developing countries to participate at Committee sessions, with funds from the Intangible Cultural Heritage Fund.

- 18) センターの正式名称は、Intangible Cultural Heritage Centre for Asia and the Pacific
- 19) Intangible Cultural Heritage Centre for Asia and the Pacific の公式サイト  
<http://www.ichcap.org/>

## [Summary]

## Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region, Classification of Items Listed on the Representative Lists and the Function of Specialised Institutions

MATSUYAMA Naoko

The 4<sup>th</sup> Intergovernmental Committee for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage under the 2003 UNESCO Convention was held from 28 Sept. to 2 Oct. 2009 in Abu Dhabi, United Arab Emirates. At this Intergovernmental Committee, 76 items were inscribed on the “Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity”(RL) and 12 on the “List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding”, which were nominated by the State Parties to the Convention. During the 3<sup>rd</sup> Intergovernmental Committee held in November 2008 in Istanbul, Turkey, 90 items that had been named as Masterpieces under the Proclamation of Masterpieces of the Oral and Intangible Heritage of Humanity in 2001, 2003 and 2005, were incorporated in the RL, so the total number of items became 166. This has led each country to make serious efforts to implement the safeguarding of inscribed items.

In this paper, the author attempts to summarise various aspects of the domains of listed items on RL from the Asia-Pacific region, by focusing on traditional craftsmanship as one of the domains of intangible cultural heritage. Then the author will discuss the current situation and the function of the establishment of Category II Centres under the auspices of UNESCO within the Asia-Pacific region as specialised institutions to the Convention, which are to be established in China, Japan and Republic of Korea, as decided at the 35<sup>th</sup> Session of the General Conference last year. This will also introduce recent studies and research exchange on the activities related to safeguarding of intangible cultural heritage within the countries in the region, done by the Department of Intangible Cultural Heritage, National Research Institute for Cultural Properties in Tokyo.

Research and Reports on Intangible Cultural Heritage  
Number 4  
2010

Publisher:  
National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo  
13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo, 110-8713, Japan

無形文化遺産研究報告 第4号

平成22年3月26日印刷

平成22年3月31日発行

編集 独立行政法人国立文化財機構  
東京文化財研究所  
『無形文化遺産研究報告』編集委員会

編集委員 無形文化遺産部長 宮田 繁 幸  
無形文化財研究室長 高 桑 いづみ  
音声・映像記録研究室長 飯 島 満

発行 独立行政法人国立文化財機構  
東京文化財研究所  
〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43  
電話 03 (3823) 2241

© 独立行政法人国立文化財機構  
東京文化財研究所 2010

National Research Institute for  
Cultural Properties, Tokyo